

社会福祉法人大阪新生福祉会 非常勤役員等の報酬（日額）規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪新生福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条（評議員に対する報酬等）及び第21条（役員に対する報酬等）の規定に基づき、この法人の評議員及び定款第15条において定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、非常勤の評議員及び非常勤の役員の報酬の額（日額）及びその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬額）

第2条 前条の評議員及び役員が、この法人の評議員会及び理事会に出席したときは、報酬を支給する。但し、施設長等の施設職員が理事の場合には報酬は支給しない。

2 前項の報酬の額は、1日につき5,157円とする。

（旅費交通費の支給）

第3条 第1条の評議員及び役員が研修会及び会議に法人の要請により、出張を要する場合には、その出張に要する実費を支給することができる。

（支給方法）

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給する。

（補則）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日（定時評議員会承認後）から施行する。